

運 営 規 定

株式会社ル.リアン



「指定通所介護」「地域密着型通所介護」

「介護予防・日常生活支援総合事業・第一号通所事業」

デイサービスりあん 重要事項説明書

<平成 24 年 4 月 4 日設立>

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(奈良県指定 第 2970401473 号) 平成 24 年 4 月 天理店

(奈良県指定 第 2970401481 号) 令和 2 年 4 月 指柳店

(奈良県指定 第 2970301988 号) 令和 5 年 8 月 郡山店

☆事業所はご契約者に対して「指定通所介護」「地域密着型通所介護」

「介護予防・日常生活支援総合事業・第 1 号通所事業」サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」「要支援」「事業対象者」

と認定された方が対象となります。

(※要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。)

事業者

名 称 ・ 法 人 種 別	株式会社 ル.リアン
代 表 者 役 職 氏 名	代表取締役 青木 将人
法 人 所 在 地	奈良県天理市櫟本町 2 0 9 8 - 1
法 人 電 話 番 号	0 7 4 3 - 6 1 - 0 0 8 0
設立年月日	平成 24 年 4 月 4 日

各事業所の概要

事業所名	デイサービス りあん天理
実施事業	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業・第一号通所事業
所在地	奈良県天理市櫛本町２０９８－１
電話	０７４３－６１－００８０
F A X	０７４３－６１－００８１
管理者	高橋 整
事業実施地域	天理市・奈良市・大和郡山市
利用定員	午前 １０人 / 午後 １０人
営業日	月曜日～金曜日 ※祝日は通常通り営業するものとする。
休業日	土曜日・日曜日・年末年始
営業時間	８：３０～１７：３０ / サービス提供時間 ９：００～１７：００

事業所名	デイサービス りあん指柳
実施事業	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業・第一号通所事業
所在地	奈良県天理市指柳町３０１－３
電話	０７４３－６２－２０２０
F A X	０７４３－６２－３１３１
管理者	藤田 直身
事業実施地域	天理市・大和郡山市
利用定員	午前 ２４人 / 午後 ２４人
営業日	月曜日～金曜日 ※祝日は通常通り営業するものとする。
休業日	土曜日・日曜日・年末年始
営業時間	８：３０～１７：３０ / サービス提供時間 ９：００～１７：００

事業所名	デイサービス りあん郡山
実施事業	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業・第一号通所事業
所在地	奈良県大和郡山市馬司町６３０－１
電話	０７４３－５７－００９０
F A X	０７４３－８４－７７９７
管理者	北村 千秋
事業実施地域	大和郡山市・安堵町
利用定員	午前 ２４人 / 午後 ２４人
営業日	月曜日～土曜日 ※
休業日	日曜日・祝日 年末年始
営業時間	８：３０～１７：３０ / サービス提供時間 ９：００～１７：００

・事業所の目的

「指定通所介護」「介護予防/日常生活支援総合事業/第一号通所事業」「地域密着型通所介護」は要介護状態及び要支援状態・事業対象者と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って通所介護計画及び第一号通所事業計画を立案・実施を行いご利用者様が健康で充実した生活を過ごせることを目的とする。

・運営の方針

基本となる運営方針は次のとおりとする

1. 指定通所介護及び地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練の援助を行う事によって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る
2. 指定介護予防通所介護の提供にあたっては、事業所の介護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
3. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービス提供に努める。
4. 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業者との綿密な連携を図る。

職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	天理 人員	指柳 人員	郡山 人員	指定基準
1. 管理者（兼務あり）	1 名	1 名	1 名	常勤 1 名
2. 生活相談員（兼務あり）	1 名	3 名	4 名	常勤 1 名以上
3. 看護職員（兼務あり）	0 名	5 名	6 名	1 名以上
4. 機能訓練指導員（兼務あり）	1 名	2 名	2 名	2 名以上
4. 介護職員（兼務あり）	3 名	7 名	6 名	3 名以上

・サービスの概要

事業所の事業内容は次のとおりとする（介護保険の給付の対象となるサービス）

送迎サービス

- ・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

健康チェック

- ・ 看護師による日々の血圧・脈拍・体温、体調の確認を行い、健康相談にも応じます。

機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

口腔ケア（指柳店・郡山店のみ実施）

- ・ 「食べる」「話す」といった口腔機能の維持・向上の取り組みを実施する。

リラクゼーションタイム

- ・ 飲み物等の提供。

健康相談

- ・ 生活相談員、看護職員等による健康相談及びアドバイス。

・サービス利用料金

ご利用者様の要介護度に応じて金額が異なりますので、下記の料金表によって、
介護度に応じたサービス料金から介護保険負担割合の金額（自己負担額）をお支払いください。

※但し、介護保険の給付の範囲を超えた利用は全額自己負担となります

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。経過的要介護又は要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。
☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

【通所介護事業所利用料金表】（厚生労働大臣の定める基準によるもの）

1. 通常規模型 通所介護費（りあん指柳・りあん郡山）

【基本料金】 3～4時間未満

介護区分	単位（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	370	370	740	1110
要介護2	423	423	846	1269
要介護3	479	479	958	1437
要介護4	533	533	1066	1599
要介護5	588	588	1176	1764

2. 地域密着型通所介護費（りあん天理）

【基本料金】 3～4時間未満

介護区分	単位（円）	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	416	416	832	1248
要介護2	478	478	956	1434
要介護3	540	540	1080	1620
要介護4	600	600	1200	1800
要介護5	663	663	1326	1989

3. 第一号通所事業費

（ 実施地域：天理市 ）

【 基本料金 】 3～4時間未満 ※適用事業所（りあん天理・りあん指柳）

介護区分	利用者負担額 (定額)	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1（総合事業）	1,798 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
要支援2	3,621 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

（ 実施地域：奈良市・大和郡山市・安堵町 ）

【 基本料金 】 3～4時間未満 ※適用事業所（全店舗共通）

介護区分	利用者負担額	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1（総合事業） 月4回まで	日額（1回） 436 円	436 円	872 円	1308 円
要支援1（総合事業） 月5回以上	月額 1,798 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
要支援2 月8回まで	日額（1回） 447 円	447 円	894 円	10,863 円
要支援2 月8回以上	月額 3,621 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

【 加算 】

介護区分 ※適用事業所	加算名	単位数	利用者負担額	
要介護 ※りあん天理	個別機能訓練加算 (Ⅰ) イ	1 回実施につき 56 単位	56 円	2 割負担 112 円 3 割負担 168 円
要介護 ※りあん指柳 ※りあん郡山	個別機能訓練加算 (Ⅰ) ロ	1 回実施につき 76 単位	76 円	2 割負担 152 円 3 割負担 228 円
要介護 ※全店舗	個別機能訓練加算 (Ⅱ)	ひと月につき 20 単位	20 円	2 割負担 40 円 3 割負担 60 円
要介護 要支援(事業対象者) ※りあん指柳 ※りあん郡山	口腔機能向上加算 (Ⅱ)	1 回あたり 160 単位 要支援・事業対象者 (月 1 回まで) 要介護 (月 2 回まで)	160 円	2 割負担 320 円 3 割負担 480 円
要介護 ※りあん天理	ADL 維持等加算 (Ⅰ)	ひと月につき 30 単位	30 円	2 割負担 60 円 3 割負担 90 円
要介護 要支援(事業対象者) ※全店舗	送迎を行わない場合 の減算	片道につき - 47 単位	- 47 円	2 割負担-94 円 3 割負担-141 円
要介護 要支援(事業対象者) ※全店舗	科学的介護推進体制 加算	ひと月につき 40 単位	40 円	2 割負担 80 円 3 割負担 120 円
要介護 要支援(事業対象者) ※全店舗	介護職員等処遇改善 加算 (Ⅱ)	ひと月の所定単位数の 90/1000 を加算		

(基本料金+加算料金) × ご利用回数=利用料金 (上記は一回分です。)

※別途地域加算 (奈良市 2.7% 天理市 1.4% 大和郡山市 2.7% 安堵町 1.4%が必要となります。)

利用料金

・介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【 その他 】

お む つ 代	事業所の所有するおむつを提供する場合は実費又は現物交換と致します。
交 通 費	通常の事業実施地域以外の地域にお住まいの利用者様に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を超えたその路程 1 k m 当たり 2 0 円を実費としてお支払い頂きます。

・サービス利用及び施設・設備の利用時における注意事項

1. サービスの利用にあたっては、重要事項を記した文書を交付して説明を行い利用者またはその家族の同意を得る。
2. 施設・設備・敷地をその本来の用途に従って利用してください。
3. 故意に、または注意を払えば避けられたにも関わらず施設・設備等を破損や汚したりした場合はその当事者（利用者様）に自己負担により現状に復していただくか、または相当の対価をお支払い頂く場合があります。
4. 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。
5. 当社が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合には、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
6. 利用者様やご家族などが、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ・又は著しい不信行為（暴言・ストーカー等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

・虐待の防止のための措置に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

1. 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに虐待防止の為の研修及びその結果について従業者への周知の徹底を図る
2. 虐待防止の為の指針の整備
3. 虐待または虐待の再発を防止するための措置を適切に実施する為の担当者の設置
4. 事業所はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報するものとする。

・緊急時及び事故発生時の対応方法

1. サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに主治医、当該利用者様のご家族、当該利用者様に係る居宅介護支援事業者へ連絡を致します。また、事故が発生した場合にも市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2. 利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。（下記：損害保険加入状況）

保 険 会 社 名	日新火災海上保険株式会社
証 券 番 号	1 9 6 1 0 0 4 2 9 1

・非常災害対策

1. 事業者は非常災害に備える為、災害時業務継続計画等を（BCP）策定し年に1回の研修・見直し及び机上訓練を行い利用者の安全確保及び避難経路等定期的に従業員への周知を行い十分な対応が出来るよう備える。
2. 防火訓練計画により年2回の訓練実施と共に、日常防火・点検・物品の確認及び必要に応じて補充を行う。

・感染症まん延防止・衛生管理

1. 事業者は感染症まん延防止の為に、集団感染症発生時における業務継続計画（BCP）を策定し年1回の研修・見直し等を行い、集団感染が発生した場合に深刻な被害が生じるおそれがある事に留意して感染拡大防止に努める。
2. 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
3. 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

・苦情処理の体制及び手順

1. サービスに関する利用者様からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応する為、担当者の配置及び改善措置記録の整備等必要な措置を講じる事とする。
2. 苦情又は相談があった場合は利用者様の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者様の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。担当者は、把握した状況を検討し、当面及び今後の対応を決定します。
その対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

※（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。）

・秘密保持と個人情報の保護

事業者及び事業者が使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正 なる理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族に個人情報を用いません。

・地域との連携

1. 指定通所介護事業者は、その運営にあたって地域住民又はその他自発的な活動等との連携及び協力を行い地域との交流に努める。
2. 市町村や包括センター等が実施する勉強会や交流会等に参加し協力するよう努める。

・運営に関する留意事項

1. 各事業所は職員の資質向上を図る為、研修の機会を設け業務体制を整備する。
※採用時研修 採用後 2 ヶ月
※継続研修 年 2 回
2. 事業所は必要な記録・帳簿等を整備し保存する。
※7 年間保存

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社ル.リアンと各事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は平成 24 年 4 月より施行する